

「緑の募金」 ご協力企業・団体 様

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
理事長 古本 伸一郎
(公 印 省 略)



緑の募金で進めよう SDGs みなさまのご協力をお願いします

緑化の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

当委員会は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、「緑の募金」運動を実施しています。

「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成や「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、緑化の推進、森林の整備及び木材(間伐材)の利活用、並びに青少年の環境教育等に取り組んでまいりますので、「緑の募金」にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、市町村緑の募金団体でも募金の協力依頼を行っております。重複でのご依頼になりましたら、ご容赦ください。

記

① 「緑の募金」へのご協力方法 下記のいずれかの方法でご協力いただけましたら幸いです。

企業募金	企業名義で1口金1万円からご協力をお願いします。 ご協力いただいた寄附金につきましては、税制上の優遇措置の対象となります。
職場募金	募金封筒の回覧や、募金箱の設置により、職場の皆様のご協力をお願いします。
PR グッズ による募金	ご要望によりピンバッジや間伐材を使った小物等をお送りします。 詳しくは当委員会ホームページをご覧ください。 https://www.midori-aichi.jp/prgoods/
協賛募金	協賛商品の販売価格に応じてご協力をいただく「協賛募金」もごさいます。 詳しくは、当委員会までお問い合わせください。



② 「緑の募金」の振込先

ご協力いただきました募金は、下記の口座へお振り込みいただきますようお願いいたします。
詳しくは「『緑の募金』のお預かり方法について」をご覧ください。

振 込 先 1	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通預金 1100202 ミドリノボキン(シャ)アイチケンリョッカスイシンイインカイ 緑の募金 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会	振 込 先 2	ゆうちょ銀行 郵便振替口座 00870-6-60399 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
------------------	---	------------------	---

③ FAX送信票送信のお願い

お手数ですが、入金確認のため、別紙FAX送信票に所要事項をご記入のうえ、FAXまたはEメールにて送信していただきますようお願いいたします。(送信先: info@midori-aichi.jp)

「緑の募金」について

緑の募金は、昭和25年から戦後の荒廃した国土に緑を復活させることを目的に「緑の羽根募金」として行われてきました。

平成7年に「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、募金運動の基盤強化と活動内容の多様化等を図るため、公益社団法人国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が実施主体となり、全国で募金運動が行われています。

令和5年度の愛知県の「緑の募金」実績は、

79,147,793 円でした。

ご協力ありがとうございました。

「緑の募金」協力プレート及び感謝状の贈呈について

公益社団法人愛知県緑化推進委員会及び市町村緑の募金団体へ「緑の募金」としてご寄附をいただいた場合、次の贈呈基準に基づき、緑の募金協力プレートや緑の募金感謝状を贈呈させていただきます。

また、ホームページやチラシ(印刷物)の「緑の募金ご協力者名簿」でご紹介させていただきます。

愛知県緑化推進委員会 贈呈基準(企業・団体)

緑の募金協力プレート(小)	1万円以上
緑の募金協力プレート(大)	3万円以上
愛知県緑化推進委員会会長感謝状	20万円以上

(注)① 同一の企業又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。

国土緑化推進機構 贈呈基準(企業・団体)

国土緑化推進機構理事長感謝状	50万円以上	200万円未満
林野庁長官感謝状	200万円以上	1,000万円未満
農林水産大臣感謝状	1,000万円以上	

(注)① 同一の企業又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。

② 同一の企業又は団体から2~3年間連続して寄附があった場合には、2~3年目の寄附の額は合計額とする。

	緑の募金協力プレート(小)	緑の募金協力プレート(大)
イメージ		
サイズ(組立時)	幅 70mm×奥行き 73mm×高さ 123mm	幅 210mm×奥行き 50mm×高さ 160mm

※ 合計3万円以上のご寄附をいただいた場合は(小)か(大)のいずれか1枚をお選びください。

税制上の優遇措置について(法人税)

公益社団法人愛知県緑化推進委員会は、税法上の「特定公益増進法人」に認定されています。

「緑の募金」や当委員会の賛助会費は、特定寄附金として税制上の優遇措置が受けられます。

寄附金の額の合計を、特別損金算入限度額まで、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入できます。

特別損金算入限度額＝{(資本金×0.375%)+(所得金額×6.25%)}÷2

なお、寄附金のうち別枠で損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金として損金に算入することになります。

詳しくは、所管の税務署や自治体にお問い合わせください。

お問合せ

公益財団法人愛知県緑化推進委員会

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号(愛知県三の丸庁舎内)

Tel:(052)963-8045 FAX:(052)963-8491 E-mail:info@midori-aichi.jp



「緑の募金」のお預かり方法について

① 公益社団法人愛知県緑化推進委員会への寄附の場合

- お振り込みの場合は、下記のいずれかの口座へお願いいたします。なお、振込用紙等が必要な場合はご連絡ください。
また、お手数ですが、別紙「FAX送信票」に所要事項をご記入のうえ、FAXまたはEメールにて送信していただきますと幸いです。（送信先：info@midori-aichi.jp）
- 現金による納付の場合は、集まった募金とご担当者様の連絡先（名刺等）を添えて、当委員会までお持ちくださいますようお願いいたします。
後日領収書をお送りさせていただきます。

振込先1	金融機関	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	口座番号	普通預金 1100202
	口座名義	ミドリノポキン（シャ）アイチケンリョッカスイシンインカイ 緑の募金 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会		
	手数料等	専用の振込用紙または、ATMを利用した三菱UFJ銀行からの振込手数料は無料です。 ※硬貨が100枚を超える場合は、大量硬貨取扱手数料が必要となります		
振込先2	金融機関	ゆうちょ銀行（郵便振替口座）	口座番号	00870-6-60399
	口座名義	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会	通信欄	「緑の募金」とご記入ください
	手数料等	青色の払込取扱票を利用して、 <u>郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で「手数料免除の振込です」とお知らせ</u> していただきますと、振込手数料・大量硬貨取扱手数料が不要になります。 窓口備え付けの青色の払込取扱票もご利用いただけます。 ※ATMやゆうちょダイレクトをご利用の場合は手数料が必要となります。		

募集期間		募金活動の期間	納期限	備考
	春 期	4月1日から5月31日	7月31日まで	その他の期間も随時受け付けております
	秋 期	9月1日から10月31日	12月31日まで	

振込先2 ゆうちょ銀行払込取扱票の記載例

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。	口座記号番号	00870-6
00870-6	口座番号（右詰めで記入）	60399	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	加入者名	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
¥1234		金額	千 百 十 万 千 百 十 円
		¥1234	
加入者名	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会	おなまえ	
通信欄	緑の募金	ご依頼人	株式会社 □□□□ 様
おなまえ	〒460 0001 名古屋市中区三の丸〇〇〇 △△△ビル	消費税込	日 附 印
おなまえ	株式会社 □□□□	料金	円
（ご連絡先電話番号 052 -963 ****）		備考	
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）	日 附 印		
これより下部には何も記入しないでください。			

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

② 市町村等緑の募金団体への寄附の場合

募集期間、寄附の受け入れ方法等は、市町村等緑の募金団体により異なります。
詳しくは、お近くの市町村等緑の募金団体へお問い合わせください。

2024web 秋